

伊奈・谷和原丘陵部地区のまちづくり

区画整理通信第6号



将来のまちのイメージ



発行：茨城県県南都市建設事務所 区画整理課

〒300-12 茨城県牛久市牛久町279-1 千秋ビル 6F

TEL 0298-72-8811 FAX 0298-72-8818

平成7年5月25日発行



所長就任にあたって

茨城県県南都市建設事務所 所長 いづか としあき 飯塚 鋭彰

このたびの定期人事移動により、4月1日付で茨城県県南都市建設事務所所長に着任いたしました、飯塚鋭彰でございます。常磐新線及び沿線開発という大プロジェクトを担当することになり、任務の重さを痛感いたしております。

伊奈・谷和原丘陵部特定土地地区画整理事業につきましては、平成5年5月の建設大臣の認可以来3年目を迎え、宅地造成工事、文化財の発掘、調整池の建設等、工事も順調に進んでおり、21世紀を展望しながら魅力あるまちづくりを目指して、県南都市建設事務所職員一同精一杯の努力を重ねております。

しかし、取り組むべき課題は山積みされており、昨年同様に地権者の皆様をはじめ、関係機関のご支援をいただきながら事業を進めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



すばらしいまちづくりのために

伊奈・谷和原丘陵部特定土地地区画整理審議会 会長代理 すず き りょうかん 鈴木 亮寛

新緑の候、皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当地区における土地地区画整理事業の造成工事も大型重機の運用により計画どおり順調に進んでおります。今後、施行者においては、平成8年度予定の仮換地の供覧に向けて適正な換地設計が進められるものと思います。

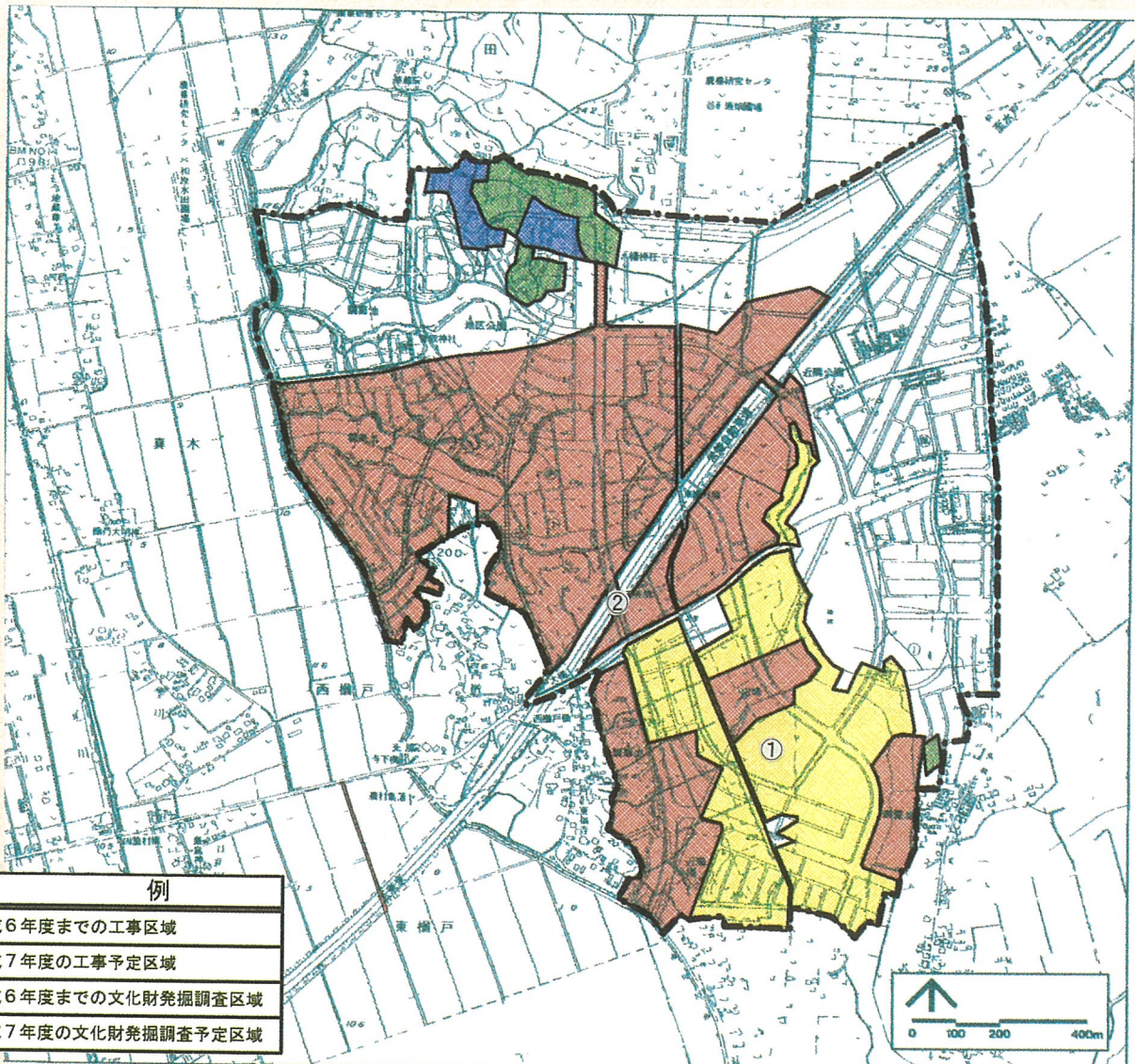
仮換地供覧までには、換地設計基準及び仮換地原案等、審議会に諮問される案件がいくつかあると思われますが、仮換地指定については特に重要であると考え、地権者の土地所有の大小に関わらず、常に公平無私を念頭におき審議会に臨んでいきたいと思っております。

今後とも、素晴らしいまちづくりのため、皆様方の良きアドバイス、ご協力をよろしくお願いいたします。

今年度の事業スケジュール

昨年度までの工事は、皆様のご協力により順調に進めることができました。平成7年度は下図のとおり、常磐自動車道北側にも範囲を広げて行われる予定になっています。

工事の進捗に伴い、随時担当職員が借地のお願いに伺わせていただくことになります。本年度も引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



①一次造成工事

②橋梁下部工事



早わかり区画整理

【土地区画整理事業の財源について】

今回の「早わかり区画整理」は、土地区画整理事業を行うために必要な財源についてご説明いたします。

土地区画整理事業を施行するには、道路、公園などの公共施設の整備や、建築物の移転などのための費用（事業費）が必要となります。この事業費の内訳は、国庫補助金、公共施設管理者の負担金、保留地の処分金、地方公共団体の分担金で構成されています。次に、主な用語についてご説明いたします。

①国庫補助金

公共施設の整備や宅地の整備に要する費用の1/2を限度として、国が必要と認める範囲で受けられる補助金です。

②公共施設管理者負担金

地区内の公共施設（河川や公園等）を土地区画整理事業以外の費用（河川事業、公園事業）により整備する場合、これらの事業を行う地方公共団体が負担する費用を、公共施設管理者負担金といいます。

③保留地処分金

「減歩」には、道路等の公共施設の用地を確保するための「公共減歩」と、事業費の一部に充てるための保留地を確保する「保留地減歩」があります。このうち「保留地減歩」によって確保された土地を処分することによって得られる費用を保留地処分金といいます。

お知らせ

現在所有されている土地を分筆並びに所有権移転をされる場合、面積の大小に関わらず減歩がかかることから、将来の土地利用を充分考慮していただくようお願いいたします。

なお、ご不明の点がございましたら当事務所までご相談下さい。